

岐阜県公報

号外(二) 令和元年七月一日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

(同)

二

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

三

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

(同)

四

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十一号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部二十七の項中「いう。」の下に「及び健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十一年厚生労働省令第十七号。以下この項中「改正省令」という。)」を加え、同項第四号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第六号中「命令」を「その勧告に係る措置命令」に改め、同項中第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

8 法第二十五条の五第二項の規定により喫煙の中止等を命ずること。

9 法第二十五条の七の規定により必要な指導及び助言をすること。

10 法第二十五条の八第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による公表又は同条第三項の規定によるその勧告に係る措置命令を行うこと。

11 法第二十五条の九第一項の規定により特定施設の管理権原者等に対し必要な報告をさせ、又は職員に特定施設に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第三保健所長の部二十七の項に次の一号を加える。

13 改正省令附則第二条第六項の規定による喫煙可能室設置施設の届出を受理すること。

と。
別表第三農林事務所長の部に次のように加える。

- 二十八 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号、以下この項中「法」という。)の施行に関する事務
- 1 法第四条第一項又は第二項の規定による農業用ため池の届出を受けること。
- 2 法第八条第一項の許可をし、又は同条第三項の規定による協議を受けること。
- 3 法第九条第一項又は第三項の規定による防災工事に關する計画の届出を受けること。
- 4 法第九条第二項の規定により計画の変更を命ずること。
- 5 法第十八条第一項又は第二項の規定により農業用ため池の所有者等に対し必要な報告を求め、又は職員等に当該農業用ため池若しくは他人の占有する土地に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせること。
- 6 法第十八条第七項の規定により損失を補償すること。
- 7 法第十八条第八項の規定により市町村長に対し必要な協力を求めること。
- 8 法第二十条第一項の規定により補助すること。
- 9 法第二十一条第一項の援助を行うこと。
- 10 法第二十一条第二項の規定により土地改良区等に対し必要な協力を求めること。
- 11 法附則第二条第一項又は第二項の規定による既存農業用ため池の届出を受けること。
- 12 法附則第二条第三項の規定により届出をすべき旨を催告すること。
- 13 法附則第二条第四項の規定による通知を受けること。

別表第三建築事務所長の部十二の項中「いづ。」の下に「及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百十号、以下この項中「施行規則」という。)」を加え、同項に次の一号を加える。

16 施行規則第十条第一項及び第十二条の七第一項の規定により申請者に通知すること。
と。
附 則
1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間における改正後の別表第三保健所長の部二十七の項第十三号の規定の適用については、同号中「改正省令附則第三条第六項」とあるのは、「改正省令附則第六条の規定により改正省令の施行前においても行うことができる」とことされる改正省令附則第二条第六項」と読み替えるものとする。

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十二号

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則(平成七年岐阜県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「神門純一副知事」を「平木省副知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
行中一般
各現地機関

令和元年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二農地整備課の表に次のように加える。

<p>四 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>1 法第六条の勸告 2 法第七条第一項の規定による農業用ため池の指定 3 法第七条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長への意見聴取 4 法第七条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示 5 法第七条第五項の農業用ため池の指定の解除 6 法第十条の規定による防災工事の施行に関する命令 7 法第十一条第一項の規定による代執行 8 法第十一条第二項の規定による費用の徴収</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
---	--	------------------------------

9 法第十五条第一項及び第十七条第三項の裁定

附 則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

- 1 別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十八の項中「平成一四年法律第一〇三号」の下に「以下この項において「法」という。）及び健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三一年厚生労働省令第一七号。以下この項において「改正省令」という。）を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「命令」を「その勧告に係る措置命令」に改め、同欄中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。
 - 3 法第二十五条の五第二項の規定による喫煙中止命令等
 - 4 法第二十五条の八第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による公表又は同条第三項の規定によるその勧告に係る措置命令
 - 5 法第二十五条の九第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査等
 - 別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十八の項課長専決事項の欄第四号中「受付」を「受理」に改め、同欄に次の二号を加える。
 - 6 法第二十五条の七の指導及び助言
 - 7 改正省令附則第二条第六項の規定による喫煙可能室設置施設の届出の受理
- 別表第二農林事務所の表に次のように加える。

<p>二十八 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第一七号。以下この項において「法」という。)の施行事務</p>	<p>1 法第八条第一項の許可又は同条第三項の規定による協議 2 法第九条第二項の規定による変更命令 3 法第十八条第一項又は第二項の規定による報告の徴収又は職員等による立入調査等 4 法第十八条第七項の規定による損失の補償 5 法第十八条第八項の規定による市町村長に対する協力要求 6 法第二十条第一項の規定による補助 7 法第二十一条第一項の援助 8 法第二十一条第二項の規定による土地改良区等に対する協力要求 9 法附則第二条第三項の規定による催告</p>	<p>1 法第四条第一項又は第二項の規定による農業用ため池の届出の受理 2 法第九条第一項又は第三項の規定による防災工事に關する計画の届出の受理 3 法附則第二条第一項又は第二項の規定による既存農業用ため池の届出の受理 4 法附則第二条第四項の規定による通知の受理</p>
--	---	--

別表第二建築事務所の表十二の項中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の下に「以下この項において「法」という。」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成一八年国土交通省令第一〇号。以下この項において「施行規則」という。)」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「法」の下に「及び施行規則」を加える。

附則

- 1 この訓令は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から令和二年三月三十一日までの間における改正後の別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十八の項課長専決事項の欄第七号の規定の適用については、同号中「改正省令附則第二条第六項」とあるのは、「改正省令附則第六条の規定により改正省令の施行前においても行うことができることとされる改

正省令附則第二条第六項」と読み替えるものとする。

岐阜県訓令甲第三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程(平成十一年岐阜県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「神門純一副知事」を「平木省副知事」に改め、同号イ及び同条第三号イ中「観光国際局に関する事項」の下に「海外戦略及び国際交流に関する事項を除く。」を加える。

第二条第一項第一号及び第三条第一項中「神門純一副知事」を「平木省副知事」に改める。

附則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年七月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社